

# ～「しまね版特区」申請受付の流れ～

## しまね版特区とは

地域の活性化のために取り組もうとしている事業が様々な規制により実施が困難なときに、規制の特例措置を設けることにより、その実現を図る制度です。

規制があるのでダメらしいけど、今の時代に必要な規制なのかなぁ？

市町村  
NPO



## 特区の申請（5月、10月、1月の年3回募集）

- ※市町村だけでなく、どなたでも申請できます
- ※規制緩和が地域の活性化に資するものを対象としています
- ※単なる税財源の優遇を求めるものは除きます

アイデアの段階からお気軽にご相談ください

事前相談

しまね版特区  
申請



企業

経済の活性化にきっと役立つはず！

国の規制に関すること

構造改革特区

申請内容・規制内容を確認し、関係部局、国等と必要な調整をします

検討チームの設置

(メンバー)  
政策企画監室  
しまね暮らし推進課  
規制担当部局

## 規制・特区の検討

- ※地域活性化の観点から検討します
- ※検討期間は概ね2ヶ月としています

これについては●●の理由で困難ですが、こんな方法は検討できると思います

方針決定

申請を実現するためにはどうすればいいのかな？

こういうやり方ではできないか？

## 方針決定

- ※次長級による「政策調整会議」において最終的に方針を決定します
- ※合理的な理由がある場合、規制緩和できないケースもあります

特区から全県的に規制緩和

例：定住促進のための県所有  
宿舎の入居規制緩和

しまね版特区の認定

例：天神市出店参加促進特区

特区として対応出来ない場合、合理的な理由を説明し、可能な範囲で、助言等を行います。



地域の活性化に向けた活動の実現！

☆詳しくは島根県のホームページをご覧ください  
[http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/chiki/tokku/shimane\\_tokku.html](http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/chiki/tokku/shimane_tokku.html)

☆お問合せ先（お気軽にご相談ください）

島根県しまね暮らし推進課 地域づくり支援グループ  
電話 0852-22-6453

MAIL [shimanegurashi@pref.shimane.lg.jp](mailto:shimanegurashi@pref.shimane.lg.jp)

島根県隠岐支庁県民局 地域振興課

電話 08512-2-9611

島根県西部県民センター 地域振興課

電話 0855-29-5502

## 申請から実現された事例

### ★ 定住希望者に県の職員・教員宿舍の提供が実現！（全県で実施）

旧温泉津町から申請のあった「定住促進のための県所有宿舍の入居規制緩和」については、定住希望者の一時的な住居を提供するため、県の職員・教員宿舍に空きがある場合、1年間を限度として入居できることを全県的に実施することとしました。



名 称	定住促進のための県所有宿舍の入居規制緩和特区
申 請 者	旧温泉津町
申 請 の 範 囲	旧温泉津町及び周辺エリア（全県を視野）
申 請 の 概 要	U・Iターン者の住宅として、空いている県所有宿舍の提供（一時体験、住居を確保するまでの間）
規 制 部 局	管財課、教育庁福利課、県警本部厚生課
措 置 状 況	全県的に規制緩和。平成17年9月1日より制度化

### ★ 街の賑わい創出のため フリーマーケットの出店を容易に！ （松江天神町商店街）

出店者毎に申請する道路占用許可・道路使用許可手続きについて、協同組合松江天神町商店街が事業計画を作成することにより、まとめて1件の扱いとしました。また、許可期間を従来の1か月から3か月に延長しました。なお、10日以内のイベントの場合は道路占用料（県土整備事務所）は免除、道路使用許可申請手数料（警察署）は、事業計画の内容が公益性が高いと認められる場合には免除することとしました。



名 称	天神市出店参加促進特区
申 請 者	協同組合 松江天神町商店街
申 請 の 範 囲	県道母衣町雑賀町線の松江大橋南詰から国道9号交差点までの間
申 請 の 概 要	天神市（毎月25日開催）へのフリーマーケット出店を促進するための道路占用・道路使用許可申請手続きの簡素化及び道路使用許可申請手数料の免除
規 制 部 局	道路維持課、県警本部（交通企画課）
措 置 状 況	現在歩行者天国となっている天神町商店街区域について特区として認定